

2020年度 北陸大学特別研究助成【 奨励課題研究 】 報告書

代表者	所属	経済経営学部・講師	氏名	佃 貴弘
-----	----	-----------	----	------

研究課題名	信認義務に基づいた個人情報保護の理論構築：情報管理者の専門家に着目して
-------	-------------------------------------

交付額	500,000	円
-----	---------	---

研究成果の概要

本研究の取組みによって、「個人情報が転々と流通していくという前提の下で、本人の同意を根拠とせず、事業者が取り扱う個人情報を適切に管理させるには、どのような法制度設計が必要であるか」という、より具体的な学術的問いを設定することができた。

本研究で、アメリカにおけるPrivacy as Trust論の研究動向を整理した。これにより、日本法の文脈において、信認義務に依拠した個人情報保護に関する仮説として、3つの段階構造で理論を構築できることを提唱できた。

上記の仮説について、積極的に口頭発表の場を設けることにより、多くの情報法研究者の間でこの理論を共有することができた。

研究目的

SNSなどの進展により、多くの人が多くの人に向けて容易に情報をやりとりできるようになった。その一方で、多くの人がSNSやマッチング・サービスを通じて、プライバシーや個人情報を危険にさらす問題も生じている。

そのため、個人情報保護制度では、事前同意を求めることで、個人情報の保護を図っている。しかし、いったん第三者提供に同意すれば、個人情報拡散のリスクが高まる。また、第三者提供を防止するのは、困難である。多くの人（本人）はプライバシー・ポリシーを熟読することなく同意し、またそのポリシーに同意しない限りサービスの便益を受けられないからである。

このような問題が生じる原因は、現行の個人情報保護法制が、本人の同意を要件とすることで保護を図っているためである。現行の制度では、本人から包括的な同意を得てしまえば、個人情報の保護が困難になる。

そこで、報告者が着目するのは、信託という発想である。信託財産の受託者には、信認義務 (fiduciary duty) が課される。また、信託財産の管理者が変更されれば、その権利義務も随伴すると定められている。これと同じ発想で、情報管理者や第三者（情報管理者から個人情報の提供を受けた者）に対し、個人情報を適切に管理する義務を導けば、本人の同意と無関係に、情報管理者の義務を論じることが可能となる。

報告者は、本研究に向けて、伝統的なプライバシーでは「侵襲」を伴わない場合の個人情報の保護が図られないこと(1)、近年のSNSを通じた個人情報の問題は不法行為構成や契約構成で保護しようとするだけでは限界があること(2)を論じた。現在、それを打開するために、信託の考え方を取り込んだ法律構成でプライバシー・個人情報の保護を図るべきことを提案した(3)。

- (1) 佃貴弘「信託法理の観点による個人情報保護の可能性」情報ネットワーク・レビュー13巻1号81頁（2014）、佃貴弘「信認義務に基づいた個人情報保護の可能性とその課題」第14回情報ネットワーク法学会研究大会 2014/12/7
- (2) 佃貴弘「信託に基づくプライバシー保護・再論」第18回情報ネットワーク法学会研究大会 2018/12/9
- (3) 佃貴弘「『信託としてのプライバシー論』の理論的前提」第19回情報ネットワーク法学会研究大会 2019/11/3

本研究では、上記に関わる学術的「問い」を具体化し、プライバシー保護の文脈における信認義務の内容を明確化することを目的とした。

研究の方法

本研究が、文献調査が主な研究方法であった。信認義務という新たなアプローチで個人情報の保護を図ることを企図しているので、過去の事例研究という手法では検証ができないからである。

そこで、まず、日本およびアメリカにおける個人情報保護に関する文献を網羅的に集め、研究動向を整理することに取りかかった。本学では以前からNexis Uniのデータベースを購入しており、本研究においてアメリカの研究動向を調査するのに不可欠である。それに加え、このデータベースでは入手できない書籍を収集した。

次に実施したのは、本研究の予備調査の段階で受けていた疑問に対し、わずかながらでも解答を示すことである。信認義務で論じるとしても、誰の（どのような情報の管理者か？）・誰に対する・どのような義務であるのかを明らかにし、その義務の内容が情報管理者にとって過剰な負担になっていないかを検討する必要がある。

最後に、本研究で意識したのは、本研究の成果が当該学会の外では知られておらず、後発の研究が引用されることにある。研究内容を精緻化しつつ、それをより多くの研究者に伝えることである。たとえば、[b]の論考および[d]の座談会は、後行する[a]や[c]の論考などを参考にしたものである。

- [a] 齊藤邦史「信認義務としてのプライバシー保護」情報通信学会誌36巻2号127頁（2018）
- [b] 山本龍彦「自己情報コントロール権について」憲法研究4号43頁（2019）
- [c] 齊藤邦史「プライバシーにおける『自律』と『信頼』」情報通信政策研究3巻1号73頁（2019）
- [d] 曾我部真裕・山本龍彦「自己情報コントロール権をめぐる」情報法制研究7号128頁（2020）

上記に示した3つのことを実施することにより、本研究の内容を多くの人に広め、そのやりとりを通じて本研究における学術的「問い」の具体化と議論の精緻化を図ることを目指した。

研究成果

前記「研究の方法」の記載事項について、一定の目的を達成することができた。以下、それらを記載する。

まず、文献調査を基に、アメリカにおける研究動向を整理し、北陸大学紀要に研究ノートに掲載できた。この研究ノートでは、従来型の個人情報保護のやり方に対して、自分の情報を自分で管理できるという幻想を抱いているという問題点を指摘した。伝統的な個人情報保護の保護制度は、「自己情報コントロール権」を前提に、本人の同意を基本にした制度を組み立てている。しかし、行動経済学の知見から、個人情報の管理に関する意思決定に認知的・構造的な問題があることが指摘されているため、本人の自己管理を前提にした制度設計では有効に機能しない。

また、近年の個人情報保護制度は、パーソナルデータの利活用を推進するために、一定の条件の上で本人の同意がなくても個人データの提供を認める類型がある。この問題を解決するために、「個人情報が転々と流通していくという前提の下で、本人の同意を根拠とせず、事業者が取り扱う個人情報を適切に管理させるには、どのような法制度設計が必要であるか」という学術的問いを設定した。

この問いに答えるために着目したのは、個人情報を取り扱う事業者（以下、単に「事業者」とする）の専門家性からその事業者による（その個人情報に関する）本人に対する義務を課すという議論（Privacy as Trust論）であり、アメリカで近年主張されている。その義務は、事業者と本人との間で締結された契約の中身（たとえばWebサービスの利用規約）に限らず、公共性の観点から事業者に課せられる一定の義務も含まれる。しかし、アメリカ法と日本法とでは契約に関する体系が異なるので、アメリカ法での議論がそのまま日本法に妥当するとはいえない。

この点を踏まえて考察に取りかかったのが、どのような事業者が誰に対してどのような義務を課すべきかという点である。アメリカにおけるBalkinの信認義務論[1]を意識しつつ、日本法の文脈で事業者の義務を考察すると、次に示す3つの段階で議論しなければならないという仮説を立てることができた（図1を参照せよ）。

第1段階は、事業者の本人に対する義務が、どのような民法上の根拠で導かれるのかという議論である。伝統的なプライバシー権論は、不法行為法（民法709条）の問題として議論されてきたが、本人の同意がある事例では有効に機能しない。また、契約法の問題として議論した場合、その義務が利用規約に書かれた内容と同視されるのであれば、（弱者の立場にある）本人の保護に役立たない。個人情報保護を十分に図るには、行政法規にも着目し、本人の同意に依拠しない義務も考察すべきである。これについては、国内の先行研究[2]も参照した。

第2段階は、事業者と本人との関係における本人の同意に依拠せずに導かれる義務として、個人情報保護法に定められている義務に着目することである。同法に定められている義務は、事業者の行政庁に対する義務であって、本人に対する義務ではない。しかし、これらの義務違反は、事業者が本来取るべき行為規範なのであるから、その義務違反を理由に本人に対して民事責任を負わせることができるのではないかと考えられる。このような議論は、（医師や弁護士などの）専門家の責任の文脈で議論されてきており、同様に論じることが可能である。

第3段階は、（個人情報保護法などの）行政法規に定められている義務が十分に個人情報が保護されているかという議論である。これは、国民の国家に対する権利であり、憲法上の権利としての性質を有している。近年、日本において、「適正な自己情報の取扱いを受ける権利」としてプライバシー権を捉える見解[3]があり、プライバシー権にそのような性質を見出すことができれば、個人情報保護法制の立法の不備を憲法訴訟で解決するという可能性もあり得るのではないかと考えられる。

当初、このような仮説を立てて発表することを計画していたけれども、コロナ禍の影響で所期した方法での発表は困難であった。しかし、実際には、オンライン形式での発表により、想定以上の成果を得ることができた。

2020年11月に情報ネットワーク法学会の全国大会、2021年3月に情報法制研究所の「JILIS情報法×憲法研究会」で、口頭発表を実施した。いずれも、上記の仮説を提示すること発表の内容とした。これにより、情報ネットワーク法学会だけでなく、情報法制学会の研究者にも研究内容を知らせることができた。

この口頭発表によって、上記の仮説について、検討しなければならないことも明らかになった。この検討事項を示せば、次のものが挙げられる。この仮説では、事業者の本人に対する義務の内容が現行の個人情報保護制度に依存している。しかし、本人の同意を前提にした制度から改変すること前提にしなければ、本研究で導かれる結論が妥当なものではなくなる。

このように、検討課題を残しているが、議論の精度を高めることができた。次年度も研究の精度を高めていく。

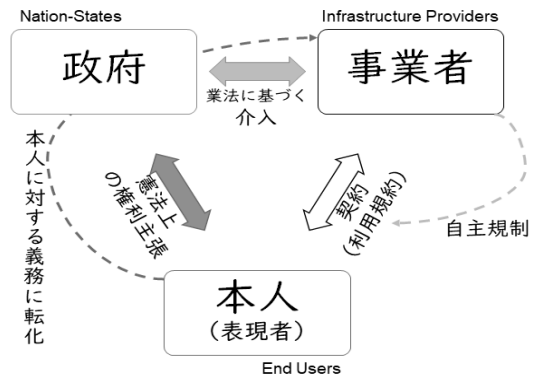


図1 信認義務に基づくプライバシー権論の構想

<引用文献>

- [1] E.g., J. M. Balkin, *Free Speech Is a Triangle*, 118 Colum. L. Rev. 2011, 2014 (2018)
- [2] 角本和理「サイバー時代におけるプライバシーの法理論(1)-(7・完)」北法67巻4号943頁-71巻4号958頁(2016-2020)
- [3] 音無知展『プライバシー権の再構成』（有斐閣、2021）

主な発表論文等

〔論文〕

佃貴弘「アメリカにおける Privacy as Trust 論の理論的前提—新たなプライバシー権論の構築に向けて」北陸大学紀要49号37頁（2020）

〔学会報告〕

佃貴弘「信認義務に依拠したプライバシーの再構築—専門家責任に基づく義務論として」第20回情報ネットワーク法学会研究大会 2020/11/28

なお、2021年3月26日に情報法制研究所の「JILIS情報法×憲法研究会」で本研究に関わる口頭発表を実施した。当該研究所では2021年度の開催という扱いになるようなので、本報告書でも口頭発表をした事実だけにとどめる。